

第2回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和3年2月26日(金) 午前 10時00分

午前 10時30分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員 3 祐本委員

出席推進委員 沖野推進委員, 土居敏一推進委員, 須賀推進委員, 山本推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5. 審議案件

議案第11号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農用地利用配分計画原案の協議について

議案第15号 非農地証明申請について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第2回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。</p> <p>会長不在のため、副会長の私が議長を務めます。</p> <p>それでは、日程第1、議案第11号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1～3ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字下新開3533番7（仮換地50街区1-7画地）、3533番8（仮換地50街区1-8画地）、3533番9（仮換地50街区1-9画地）、3533番10（仮換地50街区1-0画地）の計4筆、地目はいずれも田、面積は計876㎡（換地後の面積は計574.25㎡）です。</p> <p>申請の事由は、令和2年2月28日付指令竹農委第5-2-7号で許可を受けた土地について、売れ残っている4区画の転用用途を注文住宅用地から建売住宅用地に変更するために申請されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の4～5ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、竹原町字吉崎2371番1、2387番の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計2,201㎡です。</p> <p>申請の事由は、平成29年12月26日付指令竹農委第5-29-37号で共同住宅用地として許可を受けた土地について、軟弱地盤のため転用目的が果たせずにいましたが、新たな譲り受け人が太陽光発電用地として所有権を移転するため、計画の変更を申請されたものです。</p> <p>履行期限経過後に事業計画の変更承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の1ページ，参考資料の6～7ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は，竹原町字多井一ノ割2780番の1筆，地目は田，面積は1,788㎡です。</p> <p>申請の事由は，令和2年2月28日付指令竹農委第5-2-8号で許可を受けた土地について，工事計画の履行期限を令和2年6月30日までから令和3年6月30日までに延期するために申請されたものです。</p> <p>履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し，申請者から始末書が提出されており，今回の件を深く反省し，今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の2ページ，参考資料の8，10ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は，竹原町字多井一ノ割2853番1の1筆，地目は田，面積は1,104㎡です。</p> <p>申請の事由は，令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-38号で許可を受けた土地について，工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年10月31日までに延期するために申請されたものです。</p> <p>履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し，申請者から始末書が提出されており，今回の件を深く反省し，今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の9、10ページをご覧ください。 5番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2853番3の1筆、地目は田、 面積は1,388㎡です。 申請の事由は、令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-39号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年10月31日までに延期するために申請されたものです。 履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第2、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字神田3073番12の1筆、地目は田、 面積は計231㎡です。 自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、中通小学校から北西に約400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番から4番については、関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の12ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町字下新開 3533 番 3 (仮換地 50 街区 1-3 画地) の1筆、地目は田、面積は 167 m <sup>2</sup> (換地後の面積は 109.52 m <sup>2</sup> ) です。 3番の申請地は、竹原町字下新開 3533 番 4 (仮換地 50 街区 1-4 画地) の1筆、地目は田、面積は 153 m <sup>2</sup> (換地後の面積は 100.28 m <sup>2</sup> ) です。 4番の申請地は、竹原町字下新開 3533 番 2 (仮換地 50 街区 1-2 画地) の1筆、地目は田、面積は 219 m <sup>2</sup> (換地後の面積は 143.5 m <sup>2</sup> ) です。 本件は令和2年2月28日付指令竹農委第5-2-7号で分譲住宅用地として転用許可したものでありますが、土地区画整理区域内の農地については、区画整理事業が全て完了するまでは地目を変更することができないため、現在も農地扱いとなり、この度、所有権を移転することに伴い許可を求めます。 用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西に約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に5番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の13ページをご覧ください。 5番の申請地は、竹原町字多井二ノ割 2578 番地 1 の1筆、地目は田、面積は 506 m <sup>2</sup> です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。

	説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南に約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 6 番について、事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 4 ページ、参考資料の 14 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、竹原町字吉崎 2371 番 1, 2387 番の計 2 筆、 地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は計 2,201 m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから北に約 100m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 7 番について、事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 4 ページ、参考資料の 15 ページをご覧ください。 7 番の申請地は、福田町字太糖田 2918 番 1, 2918 番 2, 2918 番 3 の計 3 筆、 地目はいずれも田、面積は計 809 m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、 第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北東に約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の16～17ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計12,046㎡、 対象人員は、貸し手が3人、借り手が1人及び1団体です。 内容につきましては、参考資料16～17ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和3年3月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第4、議案第14号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の18ページをご覧ください。 本議案は、令和3年2月19日付けで、竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計7,036㎡、 対象人員は、貸し手が1団体、借り手が1人です。 内容につきましては、参考資料18ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって，議案第14号「農用地利用配分計画原案の協議について」は，異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。 次に日程第5，議案第15号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局長	議案の7ページ，参考資料の19ページをご覧ください。 申請地は，新庄町字上椋原948番1，951番1の計2筆， 地目はいずれも田，面積は計432㎡です。 申請地は，昭和43年頃以降，営農しておらず木が生えていること及び80年以上前に建てられた家屋及び倉庫があり現在も使用していることから地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から南東に約1100m付近にあります。 現地確認時，既に家屋及び倉庫が建設され，一部には木が生えており，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第6，報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局長	議案の8ページ，参考資料の20～23ページをご覧ください。 令和3年1月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は6件，筆数は田21筆，畑が22筆の計43筆， 面積は計15,177.3㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の20～23ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	次に日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の9ページ，参考資料の24ページをご覧ください。</p> <p>令和3年1月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数，施設の種類，施設の面積について報告いたします。</p> <p>件数は1件，施設の種類は農業用倉庫，施設の面積は80㎡です。</p> <p>本件は，耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって，農業施設の規模が2a（200㎡）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い，違反転用と区別するために届出案件となっているものです。</p> <p>詳細につきましては参考資料の24ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から1点ご報告いたします。</p> <p>次回の3月30日の総会は全体総会です。1月～3月分の活動報告書の提出をお願いします。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議 長	以上をもちまして，令和3年第2回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和3年2月26日

議 長 山元 禮子

署名委員 渡橋 昭二郎